都道府県・政令指定都市名	33 岡山県

時点：令和2年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局部課（室）名	県民生活部男女共同参画青少年課
担当職員数	5 人 （専任 4 人、兼任 1 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名称	岡山県政策推進会議
設置年月日・根拠	平成23年4月1日 根拠： 岡山県政策推進会議設置要綱
長の役職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機関・会等の名称	岡山県男女共同参画審議会
設置年月日	平成14年4月1日
構成員	15 人 （女性 9 人、男性 6 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 4 月～ 令和 3 年 3 月		
名称	第4次おかやまウィズプラン		
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名称	岡山県男女共同参画の促進に関する条例
	公布日	平成13年6月26日
	施行日	平成13年10月1日
	最終改正日	平成26年3月20日
	改正内容	男女共同参画を阻害する行為に、生活の本拠を共にする交際をする関係にある者に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為を追加。
	改正が予定されている場合、改正予定時期： 令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用 調査時点コード 1:令和2年4月1日 2:令和2年5月1日 3:その他:

	目標値	令和 2 年度まで 40 %			
	根拠	男女共同参画基本計画「第4次ウィズプラン」			
目標設定の対象である審議会等の範囲		法令又は条例により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード 1	審議会等数（ 73 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 68 ）		
		延総委員等数（ 1,279 ）延女性委員等数（ 447 ）	女性比率（ 34.9 ）		
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード 1	審議会等数（ 73 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 68 ）		
		延総委員等数（ 1,279 ）延女性委員等数（ 447 ）	女性比率（ 34.9 ）		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード 1	審議会等数（ 39 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 36 ）		
		延総委員等数（ 783 ）延女性委員等数（ 254 ）	女性比率（ 32.4 ）		
地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード 1	審議会等数（ 9 ）うち女性委員を含む審議会等数（ 9 ）		
		延総委員等数（ 69 ）延女性委員等数（ 21 ）	女性比率（ 30.4 ）		
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 人 年 月現在）			
	その他	人材育成事業の実施の有無（1. 有 2. 無）	1		
		委員の公募（1. 有 2. 無）	1		
		その他 （ ）			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況 調査時点コード 1:令和2年4月1日 3:その他:

		管理職総数			女性管理職の内訳								
			うち女性管理職数	女性比率	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		（人）(A)=(C+E+G)	（人）(B)=(D+F+H)	（%）(B/A)	（人）(C)	うち女性数(D)	女性比率	（人）(E)	うち女性数(F)	女性比率	（人）(G)	うち女性数(H)	女性比率
本庁	計	445	36	8.1	15	3	20.0	32	0	0.0	398	33	8.3
	うち一般行政職	356	36	10.1	15	3	20.0	22	0	0.0	319	33	10.3
支庁・地方事務所等	計	433	52	12.0	4	0	0.0	18	0	0.0	411	52	12.7
	うち一般行政職	283	26	9.2	4	0	0.0	10	0	0.0	269	26	9.7
全体	計	878	88	10.0	19	3	15.8	50	0	0.0	809	85	10.5
	うち一般行政職	639	62	9.7	19	3	15.8	32	0	0.0	588	59	10.0
（内数）	警察関係	167	3	1.8	0	0		17	0	0.0	150	3	2.0
	教育委員会	98	19	19.4	1	0	0.0	3	0	0.0	94	19	20.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐相当職（人）	うち女性数（人）	女性比率	係長相当職（人）	うち女性数（人）	女性比率
本庁	計	834	157	18.8	725	126	17.4
	うち一般行政職	679	147	21.6	373	98	26.3
支庁・地方事務所等	計	1,505	303	20.1	903	230	25.5
	うち一般行政職	1,017	179	17.6	312	114	36.5
全体	計	2,339	460	19.7	1628	356	21.9
	うち一般行政職	1,696	326	19.2	685	212	30.9
（内数）	警察関係	386	36	9.3	894	97	10.9
	教育委員会	105	39	37.1	61	22	36.1

問7-3 新規昇任者数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

		課長相当職（人）	うち女性数（人）	女性比率（%）	課長補佐相当職（人）	うち女性数(人)	女性比率（%）	係長相当職（人）	うち女性数(人)	女性比率（%）
本庁	計	50	3	6.0	106	12	11.3	81	14	17.3
	うち一般行政職	32	3	9.4	70	11	15.7	30	6	20.0
支庁・地方事務所等	計	63	12	19.0	71	16	22.5	88	23	26.1
	うち一般行政職	42	6	14.3	50	10	20.0	29	15	51.7
全体	計	113	15	13.3	177	28	15.8	169	37	21.9
	うち一般行政職	74	9	12.2	120	21	17.5	59	21	35.6
（内数）	警察関係	20	0	0.0	52	2	3.8	113	17	15.0
	教育委員会	15	5	33.3	16	5	31.3	17	9	52.9

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修（4週間以上）	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

	全受験者数（人）	女性受験者数（人）	女性受験率（%）
昇任試験	1,592	141	8.9
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

	総数（人）	うち女性数（人）	女性比率（%）
全体	281	108	38.4
うち 上級	215	86	40.0
うち一般行政職	134	70	52.2
うち 上級	105	53	50.5
うち警察関係	123	26	21.1
うち 上級	83	17	20.5

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	岡山県男女共同参画推進センター	愛称・通称	ウィズセンター
設置年月日	平成11年4月1日	施設形態	2　1．単独施設　2．複合施設
所在地等	郵便番号：700-0807　住所：岡山市北区南方2－13－1 きらめきプラザ6F 電話番号：086-235-3307　FAX番号：086-235-3306 ホームページ：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/		
管理・運営主体	1．施設管理○　直営（担当部局名：岡山県男女共同参画推進センター） 指定管理者（名称：） その他（） 2．事業運営○　直営（担当部局名：岡山県男女共同参画推進センター） 指定管理者（名称：） その他（）		
職員数	常勤　4　人、非常勤　6　人	予算額	令和2年度　15,340　千円
主な事業 （男女共同参画・女性に関するもの） ※ 実施しているもの：○	○ 1．広報啓発（主な事項　男女共同参画推進月間講演、情報誌発行、SNS発信） ○ 2．講座（主な事項：ウィズカレッジ、ゼミナール、働く女性トータルアシスト事業、ストップDV講座） ○ 3．相談事業（主な事項　一般相談、特別相談（医師、弁護士）、男性相談） ○ 4．情報収集・提供（主な事項：図書・DVDの貸出、人材・団体活動情報の提供） 5．苦情処理（主な事項） ○ 6．交流促進（主な事項　県内女性団体等の交流を目的としたイベント開催） 7．企業・NPO法人との連携・働きかけ（主な事項：） 8．国際交流・海外派遣事業（主な事項：） 9．調査研究（主な事項） ○ 10．その他（主な事項：団体等活動活性化支援）		

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立（施設の管理運営の実施団体を含む。）

名　　称				基金・基本財産額	千円
設置年月日			出資者		

問10 地方公共団体と民間団体（女性団体等）とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 岡山県婦人問題懇話会	加盟団体数	24
				会　員　数	3071
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活　動　内　容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議（情報交換会等）の開催 ○ 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 （内容: ）				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況（都道府県） ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催
2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
○ 6. 補助金等の交付
（名 称 : 岡山県女性活躍推進交付金
概 要 : 市町村が女性活躍推進法に基づいて行う取組を支援し、地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。）
7. その他 （内容 : ）

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 （内容: 自治大学校の地方公務員女性幹部養成支援プログラムに職員を派遣）

問13 担当局（部）課（室）所管の男女共同参画・女性関係予算

事　　項	令和元年度予算（千円）	令和2年度予算（千円）	備　　考
関係予算総額（施設整備費を除く）	70,588	63,874	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの：○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定（○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答（複数回答可）してください。）	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他（内容： 役務の提供に係る入札参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○

↓（具体的に実施している内容：○）

			問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（努力義務企業のみ対象）		○		○
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（努力義務企業のみ対象）		○		○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組（ポジティブ・アクション、数値目標の設定等）	○			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組（法定以上の育児・介護休業制度等）	○			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩	短時間正社員制度の導入				
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績（①～④を除く）				
	⑬	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無（1. 有 2. 無）			1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定（努力義務企業のみ対象）	○	
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6	その他「登用促進等」に関する項目		
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9	短時間正社員制度の導入	○	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績（1、2を除く）		
	12	その他		○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度（2, 7, 8, 9, 10）
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	岡山県男女共同参画社会づくり表彰（12）、「おかやま子育て応援宣言企業」県知事表彰（7, 8, 10）

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	2
2	現在はないが、今後検討する	

→

女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	
上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集（白書等）の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集（白書、データブック等）の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画に関する年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年	
公表主体 （※ 該当するもの：○）	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課（室） 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課（室） 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 （ ）			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名　　称	事　業　内　容　等	参加予定者数	時　期
1. 広報啓発			
・男女共同参画啓発講演	岡山県男女共同参画推進月間記念講演	100名	11月
・情報誌発行	男女共同参画推進センター情報誌「with」の発行	6，000部	2月
2. 表彰			
・岡山県男女共同参画社会づくり表彰	男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者・個人を表彰する		11月
3. 講座			
・ウィズカレッジ	男女共同参画の啓発や情報提供のための公開講座	のべ250名	年6回
・男女共同参画ゼミナール	男女共同参画の視点による地域リーダー等の人材育成講座	のべ200名	9～10月
・働く女性トータルアシスト事業	・就業のブランク等への不安解消と就業への動機付け講座 ・在宅ワークに適した技術の習得講座 ・女性のキャリアアップにつながる企業出前講座	のべ120名 のべ30名 のべ75名	年6回 9月～12月 年5回
・ストップ・DV講座	DV被害者サポーターや民間支援団体等の担い手育成講座	のべ20名	年1回
4. 相談事業			
・一般相談	女性相談員による一般相談		毎週火曜日～土曜日
・特別相談（法律相談）	弁護士による相談		月2回
・特別相談（こころの相談）	医師による相談		月2回
・男性相談	男性相談員による男性のための電話相談		月1回
・グループワーク	DV被害者のネットワークづくりと自立支援		年4回
5. 情報収集・提供			
・図書、DVD、資料等	図書、DVD、各種資料等の閲覧や貸出による情報提供		通年
・人材情報	啓発イベント講師等の人材情報の収集・提供		通年
・団体活動情報	登録女性団体の活動情報の収集・提供		通年
・就業支援	就業に関する情報提供		通年
6. 苦情処理			
・			
7. 交流促進			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・女性活躍・WLB応援アドバイザー事業	企業へ社会保険労務士などの専門家をアドバイザーとして派遣し、企業の女性活躍やWLBに関する取組を支援する。	30社	6月～3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・学生と企業のためのダイバーシティシンポジウム	働き方の多様性を主に家庭の視点から考える論文コンクールを開催する。また、男女共同参画や働きやすい環境づくりに先進的に取り組んでいる企業がブース出展やトークセッションにより自社の取組を紹介するシンポジウムを開催する。		2月
・おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業	様々な業種や職種、キャリアステージで活躍する県内の女性をロールモデルとして紹介するウェブサイト「あなたも輝く☆晴れの国女子」を開設し、働く女性の課題解決につながるヒントを発信するとともに、ロールモデルとなる女性が多様な働き方を提案するトークイベントを開催する。		9月～2月
・登録団体支援事業	男女共同参画の実現に向けた自主的な企画や活動を支援	4団体	7～12月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード	1:令和2年4月1日	3:その他:

議会名	岡山県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが，運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他（欠席の例がない，不明等）	1
（欠席事由として明記した規定がある場合について） 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条　使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	3
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他	2

議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由（例：配偶者の出産、育児、介護等）を明記した規定の有無

	1　明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2　明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3　明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4　明記した規定がなく、過去に事例がない。
配偶者の出産	4
育児	4
家族の看護	4
家族の介護	4
疾病	1
その他	1 事故

明記した規定（規則、条例等）の内容

規則名	岡山県議会規則

条文本文

（欠席の届出）
第三条　議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2

明記した規定（規則、条例等）の内容

規則名	

条文本文

男女共同参画に関する議員向け研修（セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む）の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4

政治分野の男女共同参画のために実施していること

調査時点コード: 1　　1. 令和2年4月1日　2. 令和2年5月1日　3. その他　（　　）

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成28年11月12日 ～ 令和2年11月11日	
副知事	1 人	（女性 0 人、 男性 1 人）			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員の割合（%）	備考
	1	都道府県防災会議（会長を含む）	58	8	13.8	
		都道府県防災会議(委員のみ)	57	8	14.0	
		内訳 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		内訳 2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		内訳 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		内訳 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		内訳 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	2	40.0	
		内訳 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
		内訳 7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
		内訳 8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	5	71.4	
	2	国土利用計画地方審議会	15	6	40.0	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	23	3	13.0	
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	25	10	40.0	
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧　環境審議会）	28	12	42.9	
	7	精神医療審査会	15	2	13.3	
×	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	15	5	33.3	
	10	准看護師試験委員会	10	7	70.0	
	11	麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
	12	地方社会福祉審議会	17	6	35.3	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	16	6	37.5	
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	3	27.3	
	15	国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	16	都道府県農業共済保険審査会	9	3	33.3	
	17	都道府県森林審議会	13	3	23.1	
	18	都道府県建設工事紛争審査会	9	2	22.2	
	19	建築審査会	7	4	57.1	
	20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21	都道府県都市計画審議会	15	6	40.0	
	22	開発審査会	7	3	42.9	
	23	私立学校審議会	12	6	50.0	
	24	石油コンビナート等防災本部	35	3	8.6	
	25	公害健康被害認定審査会	9	0	0.0	当該委員は岡山県・玉野市・和気町の医師会などの関係団体、岡大・川崎医大の学長らによる推薦により決定するため、委員の選定段階で女性を推薦するような働きかけはできず、結果として男性のみで構成されている。
×	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧　総量削減計画策定協議会）				
×	27	都道府県児童福祉審議会				
	28	地方港湾審議会	25	2	8.0	
×	29	土地区画整理審議会				
	30	教科用図書選定審議会	15	6	40.0	
	31	介護保険審査会	13	5	38.5	
	32	都道府県固定資産評価審議会	9	4	44.4	
	33	感染症の診査に関する協議会	29	9	31.0	
	34	警察署協議会	225	92	40.9	
	35	土地収用事業認定審議会	7	2	28.6	
	36	住民基本台帳法　本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37	都道府県国民保護協議会	34	8	23.5	
	38	地方独立行政法人評価委員会	7	3	42.9	
×	39	市街地再開発審査会				
×	40	都道府県職員委員会				
×	41	自然再生協議会				
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	3	60.0	
	43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
×	44	留置施設視察委員会				
×	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46	指定難病審査会	12	0	0.0	当該委員は大変に高度かつ専門的な知識を要するため、任期満了に伴う委員交代の際も紹介制をとっており、結果として男性医師のみで構成されている。
	47	小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	当該委員は大変に高度かつ専門的な知識を要するため、任期満了に伴う委員交代の際も紹介制をとっており、結果として男性医師のみで構成されている。
	48	行政不服審査会	8	4	50.0	
		合計	783	254	32.4	
		女性委員0の審議会数	3			

３．地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員の割合（%）	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	14	5	35.7	定数15人。調査時点では1名欠員が生じていたが、5月14日に解消。女性委員数には変動なし。
7	収用委員会	9	4	44.4	委員総数には予備委員(男性2人)を含む
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		69	21	30.4	
女性委員0の委員会数		0			